

豊田市中心企業経営力高度化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、中小企業者等（中小企業者及び企業団体等をいう。以下同じ。）の経営力高度化事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 市内に住所及び事業所を有する個人
- (2) 市内に主たる事業所を有する会社

2 この要綱において「企業団体等」とは、次の各号のいずれかに該当するもののうち、市内に所在するものをいう。

- (1) 商工会議所 商工会議所法（昭和28年法律第143号）の規定に基づくもの
- (2) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づくもの
- (3) 組合等 特定の法律によって設立され、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者である団体

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、中小企業者等が別表第1から第7までに規定する事業を行う場合に必要とする経費の一部について補助金を交付することにより、当該事業の実施を促進し、もって地域経済を支える中小企業者等の競争力を高め、地域産業の振興に資することを目的とする。

(交付対象)

第4条 この補助金の、補助事業者、補助対象事業、補助対象経費、補助率及び限度額は、別表第1から第7までに規定するものとする。ただし、対象経費には、消費税、地方消費税、印紙税、登録免許税、源泉所得税、公証人手数料相当額及び市外の事業所のみで営む事業に要する経費を含まない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が実施する事業については、補助金を交付しない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 公序良俗に反する事業を行っている者
- (3) 同一の事業に対して、本市又は他の団体から別に補助金の交付を受ける者（ただし、豊田商工会議所「中小企業大学校瀬戸校受講料助成金」の交付を受けて行う事業については、この限りではない。）
- (4) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」

という。)又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められる者

(5) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められる者

(6) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められる者

(7) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者

(8) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(9) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる者

(10) そのほか、市長が不相当と認める者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の規定及び別表第1から別表第7までの規定により算出して得た額とする。この場合において、事業ごとの補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助の制限)

第6条 別表第1から別表第3までに規定する補助事業への補助金の交付は、1補助事業者につき補助事業ごとに1会計年度において1回限りとし、別表第4から別表第7までに規定する補助事業への補助金の交付は、1補助事業者につき補助事業ごとに会計年度に関わらず1回限りとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、中小企業経営力高度化事業補助金交付申請書(様式第1号)を事業着手前までに市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付額を決定し、中小企業経営力高度化事業補助金交付決定通知書(様式第11号)により、補助事業者に通知するものとする。

(計画変更)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容又は対象経費の総額を変更しようとするときは、あらかじめ、中小企業経営力高度化事業計画変更承認申請書(様式第12号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長において、補助事業の目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業の能率低下をもたらさない軽微な変更であると認める場合はこの限りではない。

2 市長は、前項の承認を行うに当たっては、必要な条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中小企業経営力高度化事業計画中止（廃止）承認申請書（様式第14号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに中小企業経営力高度化事業補助金に係る遅延等報告書（様式第16号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の支払が完了したときは、いずれか遅い日付から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、中小企業経営力高度化事業補助金実績報告書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

(額の確定及び交付)

第13条 市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、中小企業経営力高度化事業補助金確定通知書（様式第27号）により補助事業者に通知した後に、当該額を交付するものとする。

2 補助事業者が補助金の交付の目的を達成するため、市長において特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助事業の完了の前に補助金の全部又は一部を概算払することができる。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

(1) この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。

(2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) 補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。

(5) 第4条第2項各号のいずれかに該当したとき。

(6) その他補助金の運用を不相当と認めるとき。

(補助事業者の電子申請による特例)

第15条 補助事業者は第7条の規定に基づく交付の申請、第9条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第10条の規定に基づく事業の中止又は廃止の申請、第11条の規定に基づく遅延等の報告及び第12条の規定に基づく実績報告については、あいち電子申請・届出システム（平成16年あいち電子申請・届け出システム利用規則）により、行うことができる。

(市長の電子申請による特例)

第16条 市長は第8条の規定に基づく交付決定の通知、第9条第1項の規定に基づく変

更の承認、第10条に基づく事業の中止又は廃止の承認及び第13条第1項の規定に基づく確定の通知については、あいち電子申請・届出システム（平成16年あいち電子申請・届け出システム利用規則）により、承認及び通知することができる。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和6年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別表第1（第3条－第6条関係）

人材育成事業

補助事業者	企業団体等	中小企業者
補助対象事業	企業団体等が中小企業者を対象に行う勉強会及び研究会等を実施する事業	経営力の強化又は技術力の向上に資すると市長が認めた研修に参加する事業
補助対象外事業	豊田市が主催、共催又は開催費用について負担金等の支払をしている事業	豊田市が主催、共催又は開催費用について負担金等の支払をしている研修等に参加する事業
補助対象経費	講師謝礼、講師交通費、講師宿泊費、教材費、印刷製本費、会場借上料（備品使用料等を含む。）、広告宣伝費、通信運搬費、研修負担金	受講料及び教材費（ただし、市内の事業所に勤務する従業員に係る受講料及び教材費に限る。）、外部講師を招いて社内研修を実施する場合は左記に準ずる経費
補助率	2分の1	2分の1
限度額	別表第1から3に掲げる事業の合計で100万円	20万円（ただし、はたらく人がイキイキ輝く事業所表彰において、直近の過去3か年度に、イキイキ大賞、イキイキ優秀賞のいずれかを受賞したか、SDGs認証制度において、シルバー以上の認証を付与された中小企業者は40万円）

別表第 2 (第 3 条 - 第 6 条関係)

人材確保事業

補助事業者	企業団体等	中小企業者
補助対象事業	<p>(1) 就職支援等の専門事業者が主催する合同就職説明会、合同就職面接会及びインターンシップへ参加する事業</p> <p>(2) 人材確保の強化に繋がるツールを作成する事業</p> <p>(3) 自社で求職者の就労意欲喚起、スキルアップを図るための見学会、体験会、研修会、インターンシップ等を実施する事業</p>	<p>(1) 就職支援等の専門事業者が主催する合同就職説明会、合同就職面接会及びインターンシップへ参加する事業</p> <p>(2) 人材確保の強化に繋がるツールを作成する事業</p> <p>(3) 自社で求職者の就労意欲喚起、スキルアップを図るための見学会、体験会、研修会、インターンシップ等を実施する事業</p>
補助対象外事業	豊田市が主催、共催又は開催費用について負担金等の支払をしている事業	豊田市が主催、共催又は開催費用について負担金等の支払をしている事業
対象経費	<p>(1) 会場費 (小間料) ※ 1、オンライン就職説明会の場合の登録料・参加料等※ 1、小間装飾費※ 2、運搬費、通訳料</p> <p>(2) 人材確保を目的とした、ホームページの作成・改良、PR 動画の作成、パンフレットの新規作成または改正にかかる経費</p> <p>(3) 講師謝礼、教材費、印刷製本費、会場借上料 (備品使用料を含む)、広告宣伝費、通信運搬費</p>	<p>(1) 会場費 (小間料) ※ 1、オンライン就職説明会の場合の登録料・参加料等※ 1、小間装飾費※ 2、運搬費、通訳料</p> <p>(2) 人材確保を目的とした、ホームページの作成・改良、PR 動画の作成、パンフレットの新規作成または改正にかかる経費</p> <p>(3) 講師謝礼、教材費、印刷製本費、会場借上料 (備品使用料を含む)、広告宣伝費、通信運搬費</p>
補助率	2 分の 1	2 分の 1
限度額	別表第 1 から 3 に掲げる事業の合計で 1 0 0 万円	2 0 万円 (ただし、はたらく人がイキイキ輝く事業所表彰において、直近の過去 3 か年度に、イキイキ大賞、イキイキ優秀賞のいずれかを受賞したか、SDG s 認証制度において、シルバー以上の認証を付与された中小企業者は 4 0 万円)

※ 1 主催者に直接支払ったものに限る。

※ 2 備品購入費を除く。

別表第3（第3条－第6条関係）

販路拡大事業

補助事業者	企業団体等	中小企業者
補助対象事業	見本市等※1へ出展する事業	(1)見本市等※1へ出展する事業 (2)専門のマッチング支援機関、サイトを活用する事業
補助対象外事業	ア その場で小売りすることを主目的としたもの イ 広く一般に公開されていないもの ウ 豊田市が主催、共催または開催費用について負担金等の支払をしているもの	ア その場で小売りすることを主目的としたもの イ 広く一般に公開されていないもの ウ 豊田市が主催、共催または開催費用について負担金等の支払をしているもの
対象経費	出展料（オンライン展示商談会の登録料・参加料等を含む）※2、小間装飾費（オンライン展示商談会のコンテンツデザイン料等を含む）※3、運搬費、通訳料	(1)出展料（オンライン展示商談会の登録料・参加料等を含む）※2、小間装飾費（オンライン展示商談会のコンテンツデザイン料等を含む）※3、運搬費、通訳料、イベント出展に伴うサイト掲載費用及びPRメール等への配信費用 (2)登録料、仲介手数料、委託費、コーディネート料、専門サイト掲載料（販路拡大専用マッチング機関への支払いに限る）
補助率	2分の1	2分の1
限度額	別表第1から3に掲げる事業の合計で100万円	20万円（ただし、大規模見本市等に出展する事業は30万円、豊田ものづくりブランド推進協議会が認定する技術や製品に係る事業は40万円とする）

※1 取引先及び事業提携先の開拓、受発注の機会の確保等を目的として商品、サービス、製品、技術等を紹介する見本市、展示会、博覧会等をいう。

※2 主催者に直接支払ったものに限る。

※3 備品購入費を除く。

別表第4（第3条－第6条関係）

BCP策定事業

補助事業者	中小企業者
補助対象事業	BCP※1の策定、改訂（それに伴う事前調査を含む）
対象経費	委託費、申請代行手数料、調査費※2
補助率	2分の1
限度額	30万円

※1 BCP（事業継続計画）とは、企業が自然災害、火災等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限に留めつつ、中核となる事業の継続又は早期復旧を可能とするため、平時に行うべき活動、当該緊急非常時における事業継続のための方法及び手段等をあらかじめ取り決め、文書化したものをいう。

※2 策定後に必要となる調査費は除く。

別表第5（第3条－第6条関係）

事業承継・M&A事業

補助事業者	中小企業者
補助対象事業	（1）事業承継計画作成（そのための初期診断、課題分析及びコンサルティングを含む。）、企業価値の算出及び知的財産診断 （2）自社を売却するための専門事業者へのマッチング登録及び仲介委託
対象経費	委託費（顧問料等、官公庁等への手続及びそのための書類作成並びに個別具体的な案件に関する訴訟及びトラブル対応に係る費用並びに成功報酬に係る費用を除く。）
補助率	2分の1
限度額	30万円

別表第6（第3条－第6条関係）

副業人材等活用事業

補助事業者	中小企業者
補助対象事業	副業・兼業人材、長期学生インターン、プロボノ人材など、雇用契約によらずに、外部人材を活用する事業
対象経費	外部人材を仲介する専門事業者への仲介手数料、委託費、コーディネート料、専用サイト掲載料（外部人材に対して支払う報酬、交通費、保険費用等に係る費用を除く。）
補助率	2分の1
限度額	30万円

別表第7（第3条－第6条関係）

サイバーセキュリティ診断事業

補助事業者	中小企業者
補助対象事業	サイバーセキュリティ対策について、必要な対策を検討するために、外部の専門機関による診断を受ける事業
対象経費	脆弱性診断費用、委託費（顧問料等、官公庁等への手続及びそのための書類作成に係る費用を除く。）
補助率	2分の1
限度額	30万円

豊田市長様

(申請者)所在地 _____

名称 _____

ダイヒョウシャメイフリガナ

代表者 肩書・氏名 _____

中小企業経営力高度化事業補助金交付申請書

豊田市中小企業経営力高度化事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

補助金交付申請額	金	円
----------	---	---

申請する補助事業

<input type="checkbox"/> 1 人材育成事業	<input type="checkbox"/> 2 人材確保事業
<input type="checkbox"/> 3 販路拡大事業	<input type="checkbox"/> 4 BCP 策定事業
<input type="checkbox"/> 5 事業承継・M&A 事業	<input type="checkbox"/> 6 副業人材等活用事業
<input type="checkbox"/> 7 サイバーセキュリティ診断事業	

申請者の概要

業種分類	<input type="checkbox"/> 製造業その他	<input type="checkbox"/> 卸売業
	<input type="checkbox"/> サービス業	<input type="checkbox"/> 小売業
資本金の額又は出資額の総額		円
常時使用する従業員数		人
主たる事業所（本社）の所在地	豊田市	

添付書類 ※ 同一年度で2回目以降の申請の場合、4から7については省略可

- 1 収支予算書、2 積算の根拠となる資料（見積書等）、
- 3 各事業計画書及び各事業計画書で定める添付資料、
- 4 役員名簿（団体は構成員名簿も添付、個人事業主は不要）、
- 5 定款等（個人事業主は開業届）、6 会社パンフレット、7 市税完納証明書の写し

様式第2号（第7条関係）

収支予算書

（収入）

科目	予算額（消費税抜き）	積算基礎
申請者負担金		
豊田市補助金		
その他収入		
合計		

（支出）

項目	補助対象経費（消費税抜き）
合計	

※ 積算の根拠となる資料を添付すること（研修パンフレット、開催要領、見積書等）

補助金交付申請見込額の計算

補助対象経費の合計 その他収入 補助率 算出額（円未満切捨て）
 （ _____ 円 - _____ 円） × 1 / 2 = _____ 円
 補助金交付申請見込額（算出額の千円未満切捨て） _____ 円

様式第4号（第7条関係）

人材育成事業計画書（その1）

実施予定年月日	年 月 日から 年 月 日まで
実施予定場所	
補助対象事業概要	
期待される効果	
はたらく人がイキイキ輝く事業所表彰への該当	直近の過去3か年度に、イキイキ大賞、イキイキ優秀賞のいずれかの受賞 <input type="checkbox"/> 該当有り <input type="checkbox"/> 該当無し
SDGs 認証制度への該当	シルバー以上の認証の付与 <input type="checkbox"/> 該当有り <input type="checkbox"/> 該当無し
別の補助金の交付 (内容を確認してチェック)	<input type="checkbox"/> 上記補助対象事業に対して、本補助金以外に補助金の交付を受けることはありません。
情報の公表 (内容を確認してチェック)	<input type="checkbox"/> 市が補助事業者の氏名・名称、補助事業の取組内容・成果について、地域産業振興の実例として公表することに同意します。
申請事務 担当者	部署名
	氏名
	電話
	Email

- 注意 1 外部研修機関の研修を受講する際は、人材育成事業計画書（その2）も提出してください。
- 2 外部講師を招いて社内研修を実施する場合は、補助対象事業概要欄に研修講師名及び受講予定人数を記載してください。

【人材育成事業計画書添付書類】

- 研修の概要が分かるパンフレット（研修機関、研修名、期間、金額）

人材確保事業計画書

実施予定年月日		年 月 日から 年 月 日まで
実施予定場所		
実施予定事業種別 (該当する全てをチェック)		<input type="checkbox"/> 合同就職説明会、合同就職面接会、及びインターンシップへの参加 <input type="checkbox"/> 人材確保の強化に繋がるツールの作成 <input type="checkbox"/> 求職者の就労意欲喚起、スキルアップを図るための見学会、体験会、研修会等を実施する事業
補助対象事業概要		
期待される効果		
参加説明会等	名称	
	自社出展小間数	
	自社出展日程	
はたらく人がイキイキ輝く事業所表彰への該当		直近の過去3か年度に、イキイキ大賞、イキイキ優秀賞のいずれかの受賞 <input type="checkbox"/> 該当有り <input type="checkbox"/> 該当無し
SDGs 認証制度への該当		シルバー以上の認証の付与 <input type="checkbox"/> 該当有り <input type="checkbox"/> 該当無し
別の補助金の交付 (内容を確認してチェック)		<input type="checkbox"/> 上記補助対象事業に対して、本補助金以外に補助金の交付を受けることはありません。
情報の公表 (内容を確認してチェック)		<input type="checkbox"/> 市が補助事業者の氏名・名称、補助事業の取組内容・成果について、地域産業振興の実例として公表することに同意します。
申請事務担当者	部署名	
	氏名	
	電話	
	Email	

【人材確保事業計画書添付書類】

- 説明会や面接会、インターンシップ等の概要が分かるパンフレット

様式第6号（第7条関係）

販路拡大事業計画書

実施予定年月日		年 月 日から 年 月 日まで
実施予定場所		
実施予定事業種別 (該当する全てをチェック)		<input type="checkbox"/> 見本市等へ出展する事業 <input type="checkbox"/> 専門のマッチング支援機関、サイトを活用する事業
補助対象事業概要		
期待される効果		
参加見本市等	名称	
	大規模見本市※	<input type="checkbox"/> 該当有り <input type="checkbox"/> 該当無し
	自社出展小間数	
	自社出展日程	
出展の目的 (内容を確認してチェック)		<input type="checkbox"/> 上記補助対象事業は小売りを主目的とするものではありません。
豊田ものづくりブランド 技術・製品の認定		<input type="checkbox"/> 該当有り <input type="checkbox"/> 該当無し
補助対象事業の内容 (内容を確認してチェック)		<input type="checkbox"/> 豊田ものづくりブランドに認定された技術・製品に係る事業です。
別の補助金の交付 (内容を確認してチェック)		<input type="checkbox"/> 上記補助対象事業に対して、本補助金以外に補助金の交付を受けることはありません。
情報の公表 (内容を確認してチェック)		<input type="checkbox"/> 市が補助事業者の氏名・名称、補助事業の取組内容・成果について、地域産業振興の実例として公表することに同意します。
申請事務 担当者	部署名	
	氏名	
	電話	
	Email	

※ 大規模見本市 … 首都圏、関西圏及び海外において開催され、小間数又は出展企業数が概ね500を超える見本市

【販路拡大事業計画書添付書類】

- 見本市等の概要が分かるパンフレット
- (豊田ものづくりブランド認定技術・製品に係る事業の場合)認定技術・製品に係る事業であることが確認できる資料

BCP策定事業計画書

実施予定年月日	年 月 日から 年 月 日まで	
実施予定場所		
補助対象事業概要 ※ 予定するBCP骨子の 内容など		
事業実施の目的		
期待される効果		
別の補助金の交付 (内容を確認してチェック)	<input type="checkbox"/> 上記補助対象事業に対して、本補助金以外に補助金の交付を受けることはありません。	
情報の公表 (内容を確認してチェック)	<input type="checkbox"/> 市が補助事業者の氏名・名称、補助事業の取組内容・成果について、地域産業振興の実例として公表することに同意します。	
申請事務 担当者	部署名	
	氏名	
	電話	
	Email	

【BCP策定事業計画書添付書類】

追加で求める書類はありません。

事業承継・M & A 事業計画書

実施予定年月日		年 月 日から	年 月 日まで
実施予定事業種別 ※該当するもの全てに チェック		(1) 事業承継計画作成 <input type="checkbox"/> 事業承継計画作成 <input type="checkbox"/> 事業承継計画作成のための初期診断 <input type="checkbox"/> " " 課題分析 <input type="checkbox"/> " " コンサルティング <input type="checkbox"/> 企業価値の算出 <input type="checkbox"/> 知的財産診断 (2) M & A <input type="checkbox"/> 専門業者へのマッチング登録 <input type="checkbox"/> 専門業者への仲介委託	
補助対象事業概要 ※具体的内容を記載			
事業実施の目的			
別の補助金の交付 (内容を確認してチェック)		<input type="checkbox"/> 上記補助対象事業に対して、本補助金以外に補助金の交付を受けることはありません。	
情報の公表 (内容を確認してチェック)		<input type="checkbox"/> 市が補助事業者の氏名・名称、補助事業の取組内容・成果について、地域産業振興の実例として公表する可能性があることに同意します。(※ 補助事業者が特定される可能性のある内容は、無断では使用しません。)	
申請事務 担当者	部署名		
	氏名		
	電話		
	Email		

【事業承継・M & A 事業計画書添付書類】

追加で求める書類はありません。

副業人材等活用事業計画書

実施予定年月日	年 月 日から 年 月 日まで
活用する支援機関	
実施予定事業種別 ※該当するもの全てに チェック	<input type="checkbox"/> 副業人材等を活用して実施するプロジェクトの設計 <input type="checkbox"/> 人材とのマッチングに向けたプロジェクトPR <input type="checkbox"/> 人材とのマッチング <input type="checkbox"/> プロジェクト実施段階の伴走支援
補助対象事業概要 ※具体的内容を記載	
事業実施の目的	
別の補助金の交付 (内容を確認してチェック)	<input type="checkbox"/> 上記補助対象事業に対して、本補助金以外に補助金の交付を受けることはありません。
情報の公表 (内容を確認してチェック)	<input type="checkbox"/> 市が補助事業者の氏名・名称、補助事業の取組内容・成果について、地域産業振興の実例として公表する可能性があることに同意します。(※ 補助事業者が特定される可能性のある内容は、無断では使用しません。)
申請事務 担当者	部署名
	氏名
	電話
	Email

【副業人材等活用事業計画書添付書類】

- 活用する支援機関の概要及び料金体系等が分かる書類

様式第10号（第7条関係）

サイバーセキュリティ診断事業計画書

実施予定年月日	年 月 日から 年 月 日まで
活用する専門機関	
補助対象事業概要 ※具体的内容を記載	
事業実施の目的	
期待される効果	
別の補助金の交付 (内容を確認してチェック)	<input type="checkbox"/> 上記補助対象事業に対して、本補助金以外に補助金の交付を受けることはありません。
情報の公表 (内容を確認してチェック)	<input type="checkbox"/> 市が補助事業者の氏名・名称、補助事業の取組内容・成果について、地域産業振興の実例として公表する可能性があることに同意します。(※ 補助事業者が特定される可能性のある内容は、無断では使用しません。)
申請事務 担当者	部署名
	氏名
	電話
	Email

【サイバーセキュリティ診断事業計画書添付書類】

- 活用する専門機関の概要及び料金体系等が分かる書類

様

豊田市長



中小企業経営力高度化事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました中小企業経営力高度化事業補助金につ
きまして、豊田市中小企業経営力高度化事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、次
のとおり交付することを決定します。

補助金の額	金 円
該当する補助事業	<input type="checkbox"/> 1 人材育成事業 <input type="checkbox"/> 2 人材確保事業 <input type="checkbox"/> 3 販路拡大事業 <input type="checkbox"/> 4 BCP 策定事業 <input type="checkbox"/> 5 事業承継・M&A 事業 <input type="checkbox"/> 6 副業人材等活用事業 <input type="checkbox"/> 7 サイバーセキュリティ診断事業

※ 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の支払が完了したときは、い
ずれか遅い日付から起算して 3 0 日を経過した日又は翌年度の 4 月 1 0 日のいずれ
か早い期日までに、実績報告書を提出してください。

豊 田 市 長 様

(申 請 者) 所 在 地 _____

名 称 _____

ダイヒョウシャメイフリガナ

代表者 肩書・氏名 _____

中小企業経営力高度化事業計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け豊産労発第 号で交付決定があった中小企業経営力高度化事業について、下記のとおり計画を変更したいので、豊田市中小企業経営力高度化事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり申請します。

補助金変更後申請額	金 円
該当する補助事業	<input type="checkbox"/> 1 人材育成事業 <input type="checkbox"/> 2 人材確保事業 <input type="checkbox"/> 3 販路拡大事業 <input type="checkbox"/> 4 BCP 策定事業 <input type="checkbox"/> 5 事業承継・M&A 事業 <input type="checkbox"/> 6 副業人材等活用事業 <input type="checkbox"/> 7 サイバーセキュリティ診断事業
変更の理由	
変更計画の内容	

添付書類 (該当する補助事業の様式を使用)

- 1 事業計画書 (様式第 4 号 - 1 0 号)
- 2 収支予算書 (様式第 2 号)

様

豊田市長



中小企業経営力高度化事業補助金変更交付決定通知書

令和 年 月 日付け豊産労発第 号で通知した中小企業経営力高度化事業に対する補助金の交付決定を、豊田市中小企業経営力高度化事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり変更します。

変更後の交付決定額	金 円
変更の内容	
付す条件など	

豊田市長様

（申請者）所在地 _____

名 称 _____

ダイヒョウシャメイフリガナ

代表者 肩書・氏名 _____

中小企業経営力高度化事業計画中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け豊産労発第 号で交付決定のあった中小企業経営力高度化事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、豊田市中小企業経営力高度化事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり申請します。

該当する補助事業	<input type="checkbox"/> 1 人材育成事業 <input type="checkbox"/> 2 人材確保事業 <input type="checkbox"/> 3 販路拡大事業 <input type="checkbox"/> 4 BCP 策定事業 <input type="checkbox"/> 5 事業承継・M&A 事業 <input type="checkbox"/> 6 副業人材等活用事業 <input type="checkbox"/> 7 サイバーセキュリティ診断事業
中止（廃止）の理由	
中止（廃止）の発生日	

様

豊田市長



中小企業経営力高度化事業補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け豊産労発第 号で通知した中小企業経営力高度化事業に対する補助金の交付決定を、下記のとおり取り消します。

該当する補助事業	<input type="checkbox"/> 1 人材育成事業 <input type="checkbox"/> 2 人材確保事業 <input type="checkbox"/> 3 販路拡大事業 <input type="checkbox"/> 4 BCP 策定事業 <input type="checkbox"/> 5 事業承継・M&A 事業 <input type="checkbox"/> 6 副業人材等活用事業 <input type="checkbox"/> 7 サイバーセキュリティ診断事業
取消の理由	

豊田市長様

（申請者）所在地 _____

名 称 _____

ダイヒョウシャメイフリガナ

代表者 肩書・氏名 _____

中小企業経営力高度化事業補助金に係る遅延等報告書

令和 年 月 日付け豊産労発第 号で交付決定があった中小企業経営力高度化事業の遅延等について、豊田市中小企業経営力高度化事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

該当する補助事業	<input type="checkbox"/> 1 人材育成事業 <input type="checkbox"/> 2 人材確保事業 <input type="checkbox"/> 3 販路拡大事業 <input type="checkbox"/> 4 BCP 策定事業 <input type="checkbox"/> 5 事業承継・M&A 事業 <input type="checkbox"/> 6 副業人材等活用事業 <input type="checkbox"/> 7 サイバーセキュリティ診断事業
補助事業の進ちょく状況	
遅延等の内容及び原因	
完了予定日	令和 年 月 日

年 月 日

豊田市長様

（申請者）所在地 _____

名 称 _____

ダイヒョウシャメイフリガナ

代表者 肩書・氏名 _____

中小企業経営力高度化事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け豊産労発第 号で交付決定を受けた中小企業経営力高度化事業を完了したので豊田市中小企業経営力高度化事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり報告します。

該当する補助事業

<input type="checkbox"/> 1 人材育成事業	<input type="checkbox"/> 2 人材確保事業
<input type="checkbox"/> 3 販路拡大事業	<input type="checkbox"/> 4 BCP 策定事業
<input type="checkbox"/> 5 事業承継・M&A 事業	<input type="checkbox"/> 6 副業人材等活用事業
<input type="checkbox"/> 7 サイバーセキュリティ診断事業	

添付書類

- 1 収支決算書
- 2 経費の支払を証明する書類の写し
- 3 各事業報告書及び各事業報告書で定める添付資料
- 4 その他豊田市が必要とする書類

収支決算書

（収入）

科目	決算額（消費税抜き）	積算基礎
申請者負担金		
豊田市補助金		
その他収入		
合計		

（支出）

項目	補助対象経費（消費税抜き）
合計	

※ 経費の支払を証明する書類の写しを添付すること

注意1 「振込明細書」を提出する場合、振込指定日以降に発行したものを提出してください。

豊田市補助金額の計算

補助対象経費の合計 その他収入 補助率 算出額（円未満切捨て）
 （ _____ 円 - _____ 円） × 1 / 2 = _____ 円
 補助金額（算出額の千円未満切捨て） _____ 円

様式第19号（第12条関係）

人材育成事業報告書（その1）

実施年月日	年 月 日から 年 月 日まで
実施場所	
補助対象事業概要	
事業の効果	

- 注意 1 外部研修機関の研修を受講した際は、人材育成事業報告書（その2）も提出してください。
- 2 外部講師を招いて社内研修を実施した場合は、補助対象事業概要欄に研修講師名及び受講人数を記載するとともに、実施時の様子のわかる写真を添付してください。

【人材育成事業報告書添付書類】

- 事業の実施を証明する書類（修了証等）の写し

人材確保事業報告書

<p>実施年月日</p>	<p>年 月 日から 年 月 日まで</p>
<p>実施場所</p>	
<p>実施事業種別 (該当する全てをチェック)</p>	<p><input type="checkbox"/> 合同就職説明会、合同就職面接会、及びインターンシップへの参加</p> <p><input type="checkbox"/> 人材確保の強化に繋がるツールの作成</p> <p><input type="checkbox"/> 求職者の就労意欲喚起、スキルアップを図るための見学会、体験会、研修会等を実施する事業</p>
<p>補助対象事業概要</p>	
<p>事業の効果・実績</p>	

【人材確保事業報告書添付書類】

- 事業の実施を証明する書類（説明会や面接会、インターンシップのブースの写真やツールの成果物）

販路拡大事業報告書

実施年月日		年 月 日から 年 月 日まで
実施場所		
実施事業種別 (該当する全てをチェック)		<input type="checkbox"/> 見本市等へ出展する事業 <input type="checkbox"/> 専門のマッチング支援機関、サイトを活用する事業
補助対象事業概要		
商談実績・成果	契約、取引成立等件数 (具体的な金額)	
	見積依頼等件数	
	後日訪問約束等件数	
事業の効果		

【販路拡大事業報告書添付書類】

- 事業の実施を証明する書類（展示会のブース写真など）
- （豊田ものづくりブランド認定技術・製品に係る事業の場合）認定技術・製品に係る事業であったことが確認できる資料

BCP策定事業報告書

実施年月日	年 月 日から 年 月 日まで
補助対象事業概要 ※ 策定、改定した BCPの内容	
事業の効果	

【BCP策定事業報告書添付書類】

- 策定、改定した BCP（個人情報に係る部分は塗りつぶすなど、情報保護に配慮すること）

事業承継・M&A事業報告書

実施年月日	年 月 日から 年 月 日まで
実施場所	
<p>実施事業種別</p> <p>※ 該当するもの全てに チェック</p>	<p>(1) 事業承継計画作成</p> <p><input type="checkbox"/> 事業承継計画作成</p> <p><input type="checkbox"/> 事業承継計画作成のための初期診断</p> <p><input type="checkbox"/> " 課題分析</p> <p><input type="checkbox"/> " コンサルティング</p> <p><input type="checkbox"/> 企業価値の算出</p> <p><input type="checkbox"/> 知的財産診断</p> <p>(2) M&A</p> <p><input type="checkbox"/> 専門業者へのマッチング登録</p> <p><input type="checkbox"/> 専門業者への仲介委託</p>
<p>補助対象事業概要</p> <p>※ 具体的内容を記載</p>	
<p>事業の効果</p>	
<p>事業承継又はM&Aに 関する今後の予定</p>	

【事業承継・M&A事業報告書添付書類】

- 事業承継計画等補助事業の成果物の概要が分かるもの
- 専門事業者へのマッチング登録又は仲介委託を証するもの

副業人材等活用事業報告書

<p>実施年月日</p>	<p>年 月 日から 年 月 日まで</p>
<p>活用した支援機関</p>	
<p>実施事業種別 ※ 該当するもの全てに チェック</p>	<p><input type="checkbox"/> 副業人材等を活用して実施するプロジェクトの設計 <input type="checkbox"/> 人材とのマッチングに向けたプロジェクトPR <input type="checkbox"/> 人材とのマッチング <input type="checkbox"/> プロジェクト実施段階の伴走支援</p>
<p>補助対象事業概要 ※ 具体的内容を記載</p>	
<p>事業の効果</p>	

【副業人材等活用事業報告書添付書類】

- 補助事業の実施の概要が分かるもの
- 支援機関へのマッチング登録又は仲介委託を証するもの

サイバーセキュリティ診断事業報告書

実施年月日	年 月 日から 年 月 日まで
活用した専門機関	
補助対象事業概要 ※ 具体的内容を記載	
事業の効果	

【サイバーセキュリティ診断事業報告書添付書類】

- 補助事業の実施の概要が分かるもの
- 事業の実施を証明する書類（診断結果等）

※ただし、申請者の機密に係る部分は塗りつぶすことも可

様

豊田市長



中小企業経営力高度化事業補助金確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のありました中小企業経営力高度化事業補助金につきまして、豊田市中小企業経営力高度化事業補助金交付要綱第13条の規定により、補助金の額を確定しましたので、通知します。

補助金の確定額	金 円
---------	-----

※ 豊田市中小企業経営力高度化事業補助金交付要綱第14条各号のいずれかに該当した場合は、この補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還していただきます。